

③ 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務変更届について

1. 届出している業務内容に変更が生じたときは、変更届が必要です。

具体的には

- (1) 麻薬等原料営業所の名称が変更になった場合。
- (2) 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名が増えた又は減った場合。
- (3) 麻薬等原料営業所の住所は変わらないが、本社(本店)の住所が変更になった場合。
- (4) 氏名欄の会社名が変更になった場合。
 - A. 単に会社名が変更になった場合 → **変更届**
 - B. 相手方を吸収して存続会社となり、会社名が変更になった場合 → **変更届**
 - C. 元の法人が解散した、吸収された場合 → **廃止届及び新規届**

等です。

なお、

- (5) 麻薬等原料営業所の所在地が変更になった。
- (6) 営業所の所在地と、本社(本店)住所が同一で、本社、営業所共、住所変更になった。
- (7) 元の法人が解散した、吸収されたという理由で会社名が変更になった。

等の場合は、変更届ではなく、**一旦廃止届を提出し、新規に届出**をしていただくことになります。また、代表取締役が替わった、担当者が替わった、等の場合は届出の必要はありません。

2. 変更届に必要な書類(変更内容により、必要な書類が変わります)

- * 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務変更届(別添様式をご利用下さい) **2部**
- * 変更後の登記簿謄本またはその写し(但し3ヶ月以内に発行されたもの) **1部**
- * 受理証明書原本(コピー可、コピーを送付する場合は、後日返納すること)
- * 返信用封筒【受理証明書を郵送での受取りを希望する方】 **1枚**
簡易書留以上の返信手段(宛先を明記の上、A4サイズ以上の封筒、送料は自己負担です。)

3. 記載方法

- (1) A4規格の別添様式を用いて、記載例を参考に記載して下さい。
 - * なお、当該手引きをFAXで入手した方は、インク消しを用いて、再度コピーする等して、FAXした痕が無い用紙を使用して下さい。
- (2) 取り扱う麻薬向精神薬原料の品名欄には、変更後の品名すべてを記載して下さい。業務の届出年月日は、業務届出年月日(受理証明書に記載されている届出年月日)を記載して下さい。また、麻薬向精神薬原料の品名は、商品名ではなく、化学名(例:メチルエチルケトン、アセトン、トルエン、硫酸)を記載して下さい。
- (3) 備考欄には、

業務の届出年月日	〇〇年〇月〇日
変更年月日	社名変更の場合はその日
取扱品目変更の場合は	変更届の提出日
変更の事由	例)社名が乙商事から甲商事に変更の為、取扱品目が増えた為 (変更前の届出事項を記載する)

を記載して下さい。
- (4) 住所欄の記載事項
登記簿記載の本店の所在地(外国に本店がある場合、日本における支店)
- (5) 氏名欄
名称(商号)及び代表者(最高責任者)の氏名
* なお、個人の場合は、住民票記載事項を、外国人の場合、外国人登録証記載事項を記載して下さい。
- (6) 欄外には、届出事業所等の連絡担当者の所属・氏名・電話番号・FAX番号を記載して下さい。

(変更の場合の記載例)

別記第37号様式(第45条の2関係)

↓ 輸入又は輸出を記載

麻薬等原料.....業者業務変更届

麻薬等原料営業所	所在地	東京都〇〇区××1-2-3 ☆☆ビル
	名称	◇△株式会社 □▽支店
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名	アセトン、メチルエチルケトン	
備考	業務の届出年月日	○年 △月 ◇日
	変更年月日	●年 ▲月 ◆日
	変更の事由	取扱品目が増えた為 (変更前の届出事項 アセトン)
上記のとおり、変更を届け出ます。		
令和 年 月 日 ←日付は届出日(郵送の場合は投函日)を記載		
↓ 登記簿の本店の所在地を記載		
住所	東京都☆☆区△▽3-4-5	
氏名	◇△株式会社	
	代表取締役 麻薬 太郎	
↓ 業務所の所在地を管轄する厚生局名を記載		
	関東信越 厚生(支)局長 殿	

担当者 ○〇部 麻薬次郎

TEL: 03 (XXXX) XXXX

FAX: 03 (XXXX) XXXX

麻薬等原料 業者業務変更届

麻薬等原料営業所	所在地	
	名称	
取り扱う麻薬向精神薬原料の品名		
備考		
<p>上記のとおり、変更を届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>厚生(支)局長 殿</p>		

担当者

TEL: ()

FAX: ()